

最低賃金の確認方法

働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度
 ⇒金額は都道府県ごとに決定され、時間額で決定されます。

- ① 時間外手当
- ② 精皆勤手当
- ③ 通勤手当
- ④ 家族手当
- ⑤ 臨時の賃金

を除く全ての賃金が対象

※三重県は令和6年10月1日から時間額1023円

CHECK! (①、②、③、④が組み合わさっている場合は各算出単価の合計が法定額となる。

① 時間額の場合	② 日額の場合	③ 月額の場合	④ 出来高給の場合
時間額 ≥ 最低賃金	$\frac{\text{日給賃金の合計}}{\text{1日の平均所定労働時間} \times 2} \geq \text{最低賃金}$	$\frac{\text{月額賃金の合計}}{\text{1月の平均所定労働時間} \times 1} \geq \text{最低賃金}$	$\frac{\text{出来高給の合計}}{\text{賃金計算期間中の総労働時間} \times 3} \geq \text{最低賃金}$
※1 1月の平均所定労働時間 = $\frac{\text{年間総労働時間}}{12}$	※2 1日の平均所定労働時間 = $\frac{\text{年間総労働時間}}{\text{年間総労働日数}}$	※3 総労働時間には、時間外や休日出勤時間など勤務実績の全てを含む	

計算例

基本給 日額 7,500円
 職務手当 月額 8,000円
 能力手当 月額 5,000円
 通勤手当 月額 15,000円
 扶養手当 月額 10,000円
 結婚手当 15,000円
 (結婚手当は臨時の賃金)

所定労働日数 250日 (年)
 所定労働時間 8時間 (日)

② 日額部分

$$\frac{\text{日額賃金の合計}}{\text{1日の平均所定労働時間}} = \frac{7,500}{8} = 938$$

③ 月額部分

$$\frac{\text{月額賃金の合計}}{\text{1月の平均所定労働時間}} = \frac{8,000+5,000}{250 \times 8 \div 12} = 78$$

+ → =1016 < 1023
 最低賃金未滿
 (三重県の場合)